平成２９年（フ）第８３８号
広島県東広島市西条町田口2908番地７　エステートＡ202号
債務者　宮本　博史
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８４３号
広島市中区加古町８番15号
債務者　松原由美子
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８８０号
広島市西区三篠町２丁目９番15―202号
債務者　寺脇　美穂
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２９号
愛媛県松山市錦町97番地
債務者　十亀　栄次
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２３０号
愛媛県松山市錦町97番地
債務者　十亀由美子
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２３６号
愛媛県松山市美沢２丁目４番８号　ヴィラ・アンソレイエ美沢306号
債務者　林　　哲也
1　決定年月日時　平成29年11月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２３８号
愛媛県松山市山西町83番地20　山西マンション303号
債務者　浅井雄一郎
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１５９５号
福岡市南区弥永５丁目21番21―301号
債務者　和田　基義
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１７１６号
福岡県福津市福間南１丁目19番11号　貴舟ハイツＡ―103号
債務者　森　三差子
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１７３４号
福岡県宗像市池田975番地２
債務者　西村　修児
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１７５６号
福岡県糟屋郡篠栗町大字和田411番地５
債務者　河上　誠治
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１７９９号
福岡市城南区荒江団地２番105号
債務者　淺田　節子
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３６５号
熊本県合志市御代志1628番地８
債務者　秋月　美鈴
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４４１号
鹿児島県鹿児島市紫原７丁目20番15号　ヒルサイドエムワン302号
債務者　北里　和樹
1　決定年月日時　平成29年11月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１２０号
茨城県稲敷市江戸崎乙558番地４
債務者　鈴木　麻美
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１５７号
茨城県龍ケ崎市藤ケ丘４丁目５番地56
債務者　伊藤亜紀子（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第２０９号
福井県南条郡南越前町馬上免第15号14番地、旧住所福井県越前市岩本町第12号３番地の８
債務者　石川　俊貢
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
福井地方裁判所民事部破産係